

身体的拘束最小化の方針について

1. 身体的拘束に関する基本的な考え方

当院では、原則的に身体的拘束を行わない方針です。

身体的拘束は患者の生活の自由を制限し、尊厳ある生活を阻みます。本人の尊厳と自主性を尊重し、身体的拘束を安易に正当化せず、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害の理解に努めております。そして、医療チームでディスカッションを重ね、身体的拘束最小化、さらに廃止に向け病院全体で取り組んでまいります。

2. 身体的拘束最小化・廃止への取り組み

専任の医師、専任の看護職員、薬剤師等の入院医療に係る多職種から構成される身体的拘束最小化チームを設置し、委員会を定期的に開催し、身体的拘束最小化の取り組みを行っています。

3. やむを得ず身体的拘束を行う場合

生命や身体の危険を回避するためにやむを得ず身体的拘束を行う場合、切迫性・非代替性・一時性の要件全てを満たす状態にある場合は、「一時的身体抑制に関する説明・同意書」を用い、ご本人・ご家族へ説明し同意を得たうえで、例外的に必要な最小限の身体的拘束を行うことがあります。

社会医療法人崇徳会

新潟県立加茂病院

院長 富所 隆

看護部長 佐々木 美奈子